

「古河市高齢者見守りサポート事業」のご案内

(令和8年4月1日現在)

◆「古河市高齢者見守りサポート事業」とは

自宅に緊急通報装置と人感センサーの両方を設置することにより、家庭内における24時間365日体制での、高齢者の見守りを行います。

◆ 事業の内容

緊急通報システム

緊急通報装置とペンダント型送信機を貸与し、病気やケガなど緊急時に通報ボタンを押すことで、受信センターが24時間365日対応します。

1. 状況に応じて救急車等の要請
2. あらかじめ登録されている協力員へ連絡
3. 搬送先の確認
4. 指定の連絡先へ報告



人感センサーによる見守り

通報ボタンが押せずに倒れてしまった場合、起床時間に反応がないと、センサーが異常を感知し、受信センターへ自動通報します。

1. 利用者の安否を協力員等で確認
2. 異常ありの場合、救急車等の要請
3. 搬送先の確認
4. 指定の連絡先への報告



人感センサー

- ※ ご自宅の電話回線の種類によっては、人感センサーが設置できない場合があります。
- ※ センサーによる見守り時間は、生活パターンによって変更する場合があります。

お元気コール

看護師や専門のオペレーターが、月1回お電話をし、健康に関するアドバイスをを行います。



相談窓口

健康に関すること、暮らしに関すること等、様々な相談に対応します。

1. 健康に関すること…看護師・栄養士等
2. 介護に関すること…介護福祉士・ヘルパー等
3. 暮らしの相談…弁護士・司法書士・税理士等

◆ 対象者

疾病等の理由により健康に不安があり、見守りを必要とする高齢者で、次のいずれかに該当する人

- ① 70 歳以上のひとり暮らし高齢者
- ② 75 歳以上の高齢者のみの世帯(同居者全員)
- ③ 70 歳以上で、同居者が下記のいずれかに該当するため、緊急時の対応が困難である人
 - ・ 身体障害者手帳 1 級・2 級、精神障害者保健福祉手帳 1 級、療育手帳㊤、A の人
 - ・ 要介護 4 以上の人
 - ・ 認知症と診断されている人

※ 同一敷地内、隣接敷地内に 75 歳未満の親族が住んでいる場合、対象外となります。

※ 申請後、在宅介護支援センターの訪問による生活や身体状況の調査を行い、利用の可否を決定します。

◆ 料金

利用料 月 300 円

※その他、通信料及び電気料は利用者負担となります。

◆ ご利用の手続きについて

1. 申請方法

次の①～④の書類をご提出ください。

- ① 申請書
- ② 利用同意書
- ③ 近隣協力員同意書
- ④ 承諾書(借家または賃貸の方)

2. 機器の設置について

機器の設置の日程等については、利用決定後に改めてご連絡いたします。

3. 問合せ先

※内容に変更が生じることがございますので下記までお問い合わせください。

古河市役所 高齢介護課

住所 〒306-0221 古河市駒羽根1501 「健康の駅」

TEL 0280-92-4921